

事務事業名	権利擁護業務				☐ マニフェスト関連		☐ 全庁横断課題関連		
政策名	総合計画 04	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	健康福祉部		所属課	高齢者支援課
施策名	17	人権が尊重される社会づくり			所属係	包括支援センター		課長名	後藤博康
基本事業名	62	人権相談体制の充実			担当者名	中山輝一郎		電話番号 (内線)	096-242-1109 2118
予算科目	会計 30	款 11	項 02	目 03	事業	法令根拠	介護保険法115条の38 高齢者虐待防止法		
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度→全体計画の投入量を記入 ↳ (開始年度 18 年度 ~) ↳ (年度 ~ 年度)								
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(期間限定複数年度のみ) (単位:千円)			
(事業内容)適切なサービス等につながる方法が見つからないなど困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。 (業務内容)(ア)成年後見人制度の活用(イ)高齢者虐待への対応(ウ)困難事例への対応(エ)消費者被害の防止 (予算の内訳)需用費・役務費						総投入量	事業費	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源	
							事業費計 (A)	0	
							人件費	正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B)	
							人件費計 (B)	0	
							トータルコスト(A)+(B)	0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

18年度実績(18年度に行った主な活動)

相談業務、虐待については保護、入所の処遇決定
相談数6件(虐待と判断された数)

19年度計画(19年度に計画している主な活動)

同上

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

権利の侵害が予想される高齢者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

高齢者の権利保護

④ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

見守られ、悩み等を解消できる

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 相談等対応件数	件

イ
ウ

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 権利が侵害された高齢者数	人

イ
ウ

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 権利が保護された高齢者数	人

イ
ウ

⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 安全・安心と思って生活する高齢者の割合	%

イ
ウ

(2) 総事業費・指標等の推移

	単位	16年度 (実績)	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (見込)	20年度 (目標)	21年度 (目標)	22年度 (最終目標)
投入量	国庫支出金	千円		39	51	51	51	51
	都道府県支出金	千円		20	26	26	26	26
	地方債	千円						
	その他	千円		41	55	55	55	55
	一般財源	千円						
	事業費計 (A)	千円	0	100	132	132	132	132
	正規職員従事人数	人		1	2	2	2	2
	延べ業務時間	時間		150	352	400	400	400
	人件費計 (B)	千円	0	596	1,397	1,588	1,588	1,588
	トータルコスト(A)+(B)	千円	0	696	1,529	1,720	1,720	1,720
活動指標	ア 件			6	10	10	10	10
	イ							
	ウ							
対象指標	ア 人			2	3	3	3	3
	イ							
	ウ							
成果指標	ア 人			70	80	90	90	90
	イ							
	ウ							
上位成果指標	ア %							
	イ							
	ウ							

事務事業名	権利擁護業務	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	--------	-----	-------	-----	--------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
平成18年度から介護保険法の改正と高齢者虐待防止法の制定による

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
高齢者の人権についてきめ細かい配慮が行われるようになった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
県社会福祉協議会が行っている「地域福祉権利擁護事業」を後見人制度に変更してほしい人がいるという個別相談があつている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由】 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことであり法に照らしても整合性は取れている。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由】 介護保険法・高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき事務を進めており、妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 適切である ⇒【理由】 今後も核家族化や親子関係の希薄化等により、高齢者の権利擁護の問題は増えることが予想される。教育問題も含めた家族のあり方について検証を要するのではないかと考える。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 権利擁護の問題については、親族(家庭)が原因となることが多く、なかなか外部からは判断できないケースが多い。地域住民や民生委員等との密接な関係を作るうえからも、今後広報活動に力を入れる必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 家庭力、地域力が希薄化した現在、高齢者の権利を擁護するためには廃止・休止はありえない。また、法整備も行われている。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある ⇒【理由】(具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 現在も児童虐待やDV対応の委員会と連携を行っている。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 現在の予算は、成年後見制度の審判に要する経費及びPR用パンフレットの作成費であり、削減の余地はない。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事例によっては緊急な対応が必要である。保健師・社会福祉士・介護支援専門員がチームを組んだ包括支援センター(直営)で実施することが現状ではベストと考える。ただし、3職種が確保できる体制が整えば社会福祉協議会等への委託も考慮できるのでは。(地域包括支援センターの委託方式を考慮する必要有り。)
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 高齢者の権利擁護を行うことであり、公平・公正である。

合志市

事務事業名	権利擁護業務	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	--------	-----	-------	-----	--------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果

- ① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり
- ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり
- ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり
- ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

地域住民や民生委員等との密接な関係の構築と権利擁護に関する広報活動に力を注ぎ、権利を侵害されていると感じている人が泣き寝入りをしないですむような社会の構築を図る必要がある。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統廃合・連携 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善)
- ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
- ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

- ① 地域住民や民生委員等との密接な関係を作る。
- ② 広報活動に力を注ぐ。

(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			×
	低下		×	×

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

家庭(親族)の問題が根底にあり、世間体等でなかなか表面化しない傾向にある。PRすることにより、気軽に相談できる環境の整備を図る必要有り。

4 事務事業の2次評価結果

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

① 記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択)

- ☐ 記述不足でわかりにくい
- ☐ 一部記述不足のところがある
- ☐ 記述は十分なされている

② 評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択)

- ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない)
- ☐ 一部に客観性を欠いたところがある
- ☐ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)

(2) 2次評価者としての評価結果

- ① 目的妥当性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり
- ② 有効性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり
- ③ 効率性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり
- ④ 公平性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり

(3) 評価結果の根拠と理由

(4) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 事業のやり方改善(有効性改善)
- ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
- ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

(5) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持			×
	低下		×	×

(6) その他2次評価会議で指摘された事項